

市民税の賦課の仕組み

●市民税とは？

ここでいう市民税とは個人の所得に対して課税されるもののことで、
県民税と合わせて「住民税」と呼ばれています。(実際に市役所で県民税も賦課徴収してます)

一定の金額
均等割

+

前年(1月～12月)の所得に応じて課税
所得割

●どんな人が対象

その年の1月1日(賦課期日)の状況で判定します

| 納税義務者 | 納める税割 | |
|---------------------------------------|-------|-----|
| | 均等割 | 所得割 |
| 1月1日(賦課期日)現在市内に住んでいる人 | ● | ● |
| 1月1日現在市内に事務所・事業所又は家屋敷のある人で、市内に住んでいない人 | ● | |

※家屋敷

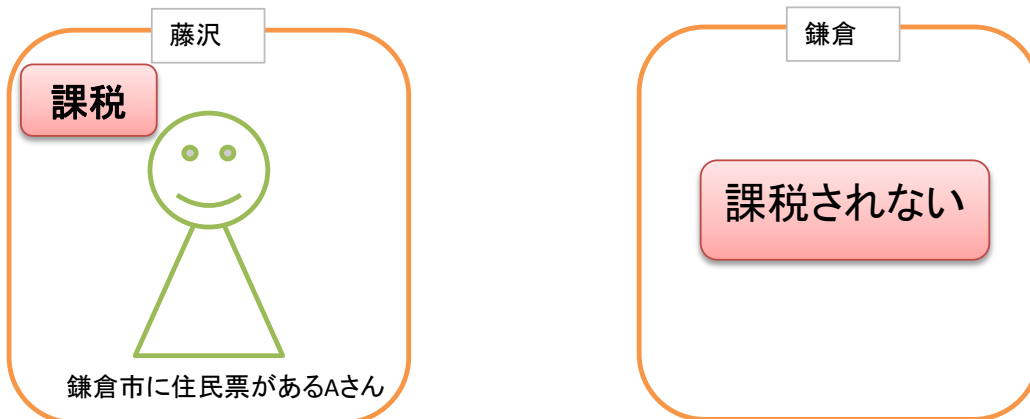
自己の居住用に設けられた住宅。実際に住んでいるかどうかは問わない。別荘や別邸も含む。
他人に貸すことを目的で設けられたもの、現に他人が住んでいるものは除く。

住んでいるかという判定は住基情報をもとに行います。
→住基が鎌倉にあるにもかかわらず、届出なしで他市に住んでしまうと、どうなる??

●市民税でいう「住んでいる」とは

基本は上記のとおり住民基本台帳に記録されている人ですが、
住基に登録されていなくても実際に住んでいれば課税することができます。

※その場合は二重課税にならないように市役所でおしで調整をしています。



ちなみに、住民票は鎌倉で住んでいるのは国外。というとき・・・
鎌倉に住んでいない以上住民税は賦課できません。

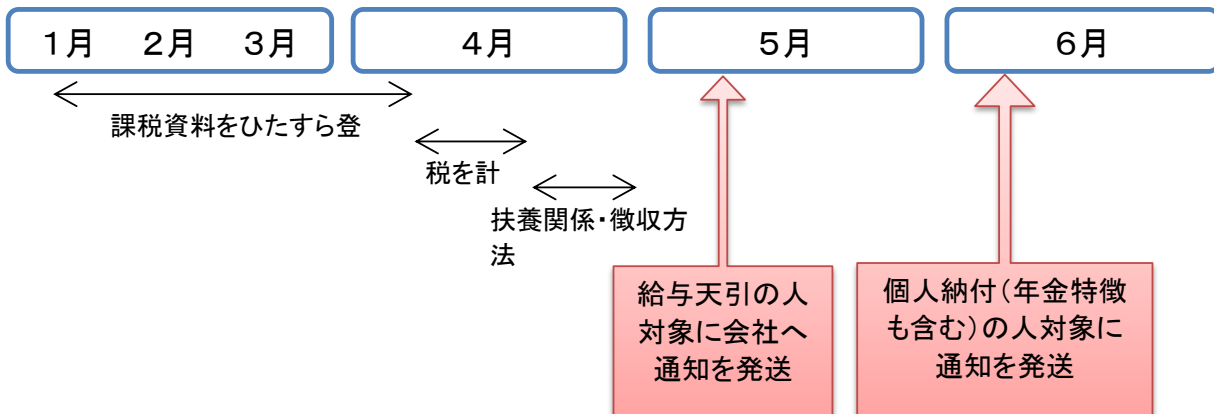
●課税資料について

市役所には住民税を計算するために様々な課税資料が提出されます。

主な課税資料

- ①確定申告・・・提出先は税務署。市役所には税務署からのデータが届きます。
- ②給与支払報告書・・・給与支払い主(会社など)が給与をもらった人の住んでいる市区町村宛に紙かデータで提出。
- ③年金報告書・・・年金支払い主(年金機構など)が年金をもらった人の住んでいる市区町村宛に紙かデータで提出
- ④市民税申告書・・・市役所に直接申告する

これらの資料を年明けから処理して個人住民税を計算していきます。



●決定後の税更正について

6月には住民税が決定されますが、その後も住民税が変更する場合があります。

- ・申告した内容が誤ってた
 - ・提出期間に資料を提出してなかった(申告をしていなかった)
 - ・遡って所得が発生した
- など・・・

●市申告について

1月1日(賦課期日)に鎌倉市に居住する人で、前年1月1日～12月31日までの所得内容や、生活状況が下記のいずれかに該当する人(所得の有無にかかわらず)は申告が必要。

※ただし、確定申告をする場合は市申告の必要はなし

- (1)勤務先から鎌倉市に給与支払い報告書の提出がない人
- (2)給与以外に他の所得がある人(不動産・利子・非上場株式の配当・雑所得など)
- (3)2ヶ所以上から給与の支払いを受けている人
- (4)雑損控除や医療費控除など、年末調整(源泉徴収票の内容)に含まれない控除を申告する人
- (5)税法上、誰の扶養にもなっていない人
- (6)市外に居住する人の扶養親族となっている人

住所が市外でも鎌倉市内に家屋敷を持っている場合は、申告が必要。